

## 公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部 中央専門委員会 規定

### 〔目 的〕

1. 中央専門委員会とは、常任委員会が組織を円滑に運営していくために、当専門部内に設置する組織運営機構であり、常任委員会からの諮問事項等について、専門的に研究及び検討していくものとする。

### 〔名 称〕

2. 中央専門委員会は（普及・統制中央専門委員会、競技力向上中央専門委員会、審査・審判中央専門委員会）の総称である。

### 〔心 得〕

3. 本委員は、当専門部の組織及び方針を常に意識し、有機的につながる縦と横の関係に対してコミュニケーションを図りながら、委員会の中で自分のたすべき役割を十分認識し、これを全うしなければならない。

### 〔業 務〕

4. 本委員は、委員業務概要に定める業務を行う。尚、委員業務概要以外の業務は、専門委員長が別に定める。

### 〔依嘱と解任〕

5. 本委員は、常任委員会で指名し専門部長が委嘱する。
6. 本委員として、組織の運営に支障のきたす言動があったと判断する時、又は各種法令に違反して刑事上の処分を受け、その在任が組織の名誉を汚す恐れありと認める時は、専門部長がその役職の業務執行保留、又は解任処分をすることができる。

### 〔任 期〕

7. 本委員の任期は、2年とする。但し、本委員の再任は妨げない。

### 〔委員長・座長〕

8. 各委員会に委員長（座長）を置き、委員長（座長）は、専門部長が委嘱する。
9. 委員長（座長）は、委員会を代表するとともに会務を掌理する。

### 〔会 議〕

10. 各委員会の会議については、専門部長が招集し、開催するものとする。
11. 答申、上申、意見具申は、原則として文書をもって行うこととする。
12. 委員会に要する費用、及び本委員の旅費（交通費、宿泊費、日当）は、専門部旅費規定に基づき、専門部より支給する。

### 〔その他〕

13. この規定に定めるもののほか、必要事項は、専門部長が決する。

- 本規定は、2010年4月1日より施行する。  
本規定を、2014年4月1日より改定施行する。